

消費者の窓

～第28号～

「消費者ホットライン」

局番なしの ☎188 (土・日・祝)
イヤヤ! 悪質商法



越前市消費者センター(☎22-3773)
相談日時/平日:午前8時半～午後5時

架空請求のはがきにご注意ください

突然、「民事訴訟管理センター」などから「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが届いたという相談が急増しています。

消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせようと、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。

決して相手に連絡せず、無視してください。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致したのは、貴方の未納された総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しては当局にて受け届けておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月 日

民事訴訟管理センター

〒102-8888

東京都千代田区九段南1-

消費者相談窓口 03-

受付時間 9:00～20:00

借金・家計の相談を受け付け中

多重債務者相談強化キャンペーン2017実施中

一人で悩まず、いつでもお気軽にご相談ください。きちんとした手続きをとれば、多重債務は必ず解決できます。相談内容に応じて、専門家におつなぎします。

▲架空請求はがきの例

ちょっとまって! こんな手口にご注意ください

強引な布団の訪問販売に注意



ドアを開ける前に、用件を確認する。
必要なければ、きっぱり断り、家に入れない。

テレビショッピングは 契約条件をよく確認しましょう



返品条件や使い方を、よく確認してから注文する。

注文した覚えがない健康食品を送りつけられた



覚えがなければ、電話の段階で断る。
届いても支払わず、受取拒否をする。

「お金が戻ってくるので ATMに行くように」は詐欺です



せかされても、あわてず、相談する。
行政職員が還付金の受け取りのためにATM操作を依頼することはありません。